

ケーブルテレビ放送施設に係る加入負担金及び利用料減免申請書

令和 年 月 日

ながとてれび株式会社 御中

申請者 住 所 長門市 番地
 (行政区名)
 氏 名
 電話番号

長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者が実施する長門市ケーブルテレビ放送施設に係る加入負担金及び利用料の減免について下記のとおり申請します。

区 分		減 免 対 象 者	
全額免除	加入負担金	利用料	長門市に生活の本拠としての住居を有する世帯で
			①日本放送協会放送受信料免除基準の「1 全額免除」に該当するもの
			②その他 ()
半額免除	加入負担金	利用料	長門市に生活の本拠としての住居を有する世帯で
			①日本放送協会放送受信料免除基準の「2 半額免除」に該当する場合
			②70歳以上の一人暮らしの世帯で、かつ、市民税非課税の場合
			③65歳以上のみの世帯で、その中に70歳以上の方が含まれ、かつ、市民税非課税の場合
			④母子又は父子のみの世帯で、かつ、市民税非課税の場合
		⑤その他 ()	

《以下の欄には、家族全員の氏名等を記入してください》

氏 名	続柄	生年月日	氏 名	続柄	生年月日
	世帯主	・ ・			・ ・
		・ ・			・ ・
		・ ・			・ ・

税務情報及び住民基本台帳等にかかる調査同意書

長門市長 様

資格認定にあたり必要となる、私及び家族構成員の税務情報による所得調査及び住民基本台帳等による調査を承諾します。

住 所 長門市
 氏 名

※裏面もご覧ください。

利用料等の減免について

令和6年度ケーブルテレビ加入負担金及び利用料減免申請の受付を、7月1日(月)より開始します。現在、減免中の場合も改めて手続きが必要です。

減免の基準日は毎年7月1日で、適用期間は8月1日～翌年7月31日(1年間)となっています。

減免の要件

長門市に生活の本拠としての住居を有し、次のいずれかに該当する場合

1 全額減免

日本放送協会放送受信料免除基準の「1 全額免除」に該当する場合

2 半額減免

(1)日本放送協会放送受信料免除基準の「2 半額免除」に該当する場合

(2)70歳以上の一人暮らしの世帯で、かつ、市民税非課税の場合

(3)65歳以上のみの世帯で、その中に70歳以上の方が含まれ、かつ世帯全員が市民税非課税の場合

(4)母子又は父子のみの世帯で、かつ全員が市民税非課税の場合

提出期限 令和6年7月31日(水)

申請が遅れた場合は、令和6年8月からの減免が受けられない場合があります。

申請方法

1 紙で提出する

提出書類:申請書、添付書類

提出先:ケーブルテレビ放送センター本局、本庁デジタル戦略課、各支所、各出張所、宇津賀郵便局

2 オンラインで提出する

長門市 LINE 公式アカウントからオンライン申請できます。

質問に沿って必要事項を入力するだけで簡単に申請できます。

二次元コードを読み取ると申請が始まります。



添付書類

・身体障害者等の手帳を持っている場合は、手帳の写し

・長門市外に住所がある方は、その自治体が発行する令和6年度の世帯全員の課税証明書

令和6年1月1日現在で長門市に住所がある方は、令和6年度課税証明書の提出は不要です。

問い合わせ 〒759-4101

長門市東深川2366-11

長門市ケーブルテレビ放送センター(ほっちゃんテレビ)

電話 0837-23-1541